平成２３年（フ）第２４号
北海道美唄市東６条南３丁目３番20―103号
債務者　清野　直美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第６４号
群馬県吾妻郡草津町草津606－１　草津ナウリゾートホテル寮、住民票上の住所群馬県太田市西矢島町304番地２　関塚ハイツ206号
債務者　吉野　芳樹
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６５号
群馬県太田市西矢島町304番地２　関塚ハイツ206号
債務者　吉野　房子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字狸塚431番地３
債務者　佐藤　信也
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８１号
群馬県太田市福沢町171番地１
債務者　山同麻衣子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１４号
千葉県君津市三田378番地
債務者　花澤　智美
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２１８号
神奈川県小田原市久野613番地　グリーンハイツ301号
債務者　菅原　祐美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３６号
新潟県新発田市住吉町１丁目６番９号
債務者　渋谷亜希子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３号
新潟県糸魚川市大字筒石3263番地３
債務者　伊藤有子こと　徐　　有子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第８７９号
名古屋市昭和区長池町３丁目13番地　グレースＡ101号
債務者　手塚きの江
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１５号
愛知県一宮市大和町妙興寺字中之町11番地１　ジェルメ・アンジュ601号
債務者　小林　　勉
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５１６号
愛知県一宮市大和町妙興寺字中之町11番地１　ジェルメ・アンジュ601号
債務者　小林久美子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６１号
香川県さぬき市鴨部4662番地
債務者　岩﨑　照子（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３０８号
東京都杉並区永福４丁目３番13号　ドムールクライ104、申立時の住所仙台市青葉区上杉５丁目８番73―503号
債務者　安齋　淳子（旧姓浪岡）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
仙台市宮城野区幸町１丁目18番43号　ヴィラ幸Ａ棟７
債務者　伊藤　　優
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
福島市方木田字永屋19番地の１　カトル・レーブ102
債務者　菅野　路子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１９号
福島県白河市借宿白旗８番地
債務者　吉田　健一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係